

午前10時05分開会

○民谷会長 今日は、傍聴はいらっしゃらないですかね。(発言する者あり)

じゃあ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 本日はお集まりいただき、ありがとうございます。前回コロナ問題ということでお休みということになりましたので、本日は新年度になってから初めての審査会ということになります。

事務局の皆さんにもご異動などがあつたとお聞きしておりますので、事務局の皆さんのほうから、ちょっと自己紹介をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○吉村局長 4月から区議会事務局長を拝命いたしました吉村でございます。よろしくお願いをいたします。

○小玉次長 区議会事務局次長の小玉でございます。2年目になります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森田庶務係長 前回まで調査係長で、今回から庶務係長になりました森田と申します。よろしくお願いをいたします。

○奥山庶務係員 庶務係に参りました、奥山と申します。よろしくお願いをいたします。

○民谷会長 奥山さん。

○奥山庶務係員 はい。

○和田庶務係員 同じく庶務係の和田と申します。よろしくお願いをいたします。和田と申します。

○民谷会長 和田さん。

○和田庶務係員 はい。

○民谷会長 じゃあ、私どものほうも自己紹介をさせていただきます。

私は会長をさせていただいております民谷でございます。よろしくお願いをいたします。

副会長、お願いします。

○廣瀬副会長 副会長の廣瀬でございます。よろしくお願いをいたします。

○民谷会長 本多さん。

○本多委員 本多でございます。よろしくお願いをいたします。

○民谷会長 竹内さん。

○竹内委員 委員の竹内です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○上村委員 上村と申します。よろしくお願いをいたします。

○民谷会長 今日はこういう時期にもかかわらず全員そろいましたので。まあ、これだけ距離が空いていますので、もし話しぶらいようでしたら、マスクを取っていただいてもというふうに思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元に議題があると思いますけれども、その議題に従って、今日進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に資料の確認ということでお願いできますか。

○小玉次長 それでは、資料の確認をさせていただきます。恐縮ですが、以降、着座にて進めさせていただきます。

それでは、まず本日の次第でございますけれども、事前に皆様にお配りしたものとち

よっと違うもので、委員の皆様用に、2の議題、(1) 答申に向けての論点整理についてと、あと①から⑤まで記載してございます。本日はこちらを基に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料一覧でございます。資料の①-1から資料③-1まででございます。合わせて、通し番号、通しページで1ページ目から41ページです。最後、一番最初が政務活動費(広報紙・報告書印刷費等)の按分調査結果まとめ、資料①-1とありますが、それから最後が、資料③-1、答申と。一番下の通しページ38ページから41ページまでになっているものでございます。

一番下の通しページを確認していただければ、全てそろっているかどうかは確認していただけるかと思いますが、確認をお願いいたします。

○民谷会長 皆さんのほうは、資料は欠けなくありますでしょうか。

○小玉次長 大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃあ、その資料に基づいてご説明ということですね。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 はい。じゃあ、よろしくお願いいたします。

○小玉次長 はい。よろしくお願いいたします。

すみません。2の本日の議題、2の議題の(1)の答申に向けての論点整理ですけれども、こちらについては、会長、以降は非公開ということで、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。最初の説明のところは、あれですよ、これは公開でよろしいですよ。説明のところも非公開なんですか。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 そうですか。はい。じゃあ、そういうことで、非公開の形でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、続けさせていただきます。

まず、昨年10月31日と11月22日になりますが、区議会9会派の幹事長の皆さんと経理責任者の皆様、個別に政務活動費全般にわたり、ヒアリングを行いました。ヒアリングを通じまして、使途基準等に関する見解には、会派間で一致する部分とそうでない部分、違う部分があることが分かりました。当審査会といたしましては、政務活動費の使途基準等に関するご意見を集約しつつ論点を整理していくこととして、前回の当審査会でそのヒアリング結果報告をさせていただいたところです。その際に委員の皆様から、今後の議論を進めていく上で資料のご要望がございましたので、その点について、本日は説明をさせていただきます。

説明させていただくのは、2の議題の(1)の①から⑤までになります。資料を基に進めさせていただきますので、少しお時間を頂ければと思います。

それでは、まず、次第の①の議会報告政務活動費の基準の有無(顔写真の大きさ)と、それから②の議会報告の判例(顔写真等)について、説明をさせていただきます。資料につきましては、資料一覧のページをご覧くださいと、政務活動費(広報紙・報告書印刷費等)の按分(東京23区)のまとめ及び一覧、資料①-1と、政務活動費会計整理票(印刷費)及び添付資料の写し、それから政務活動費に関するQ&Aということで、まず資料

の①から③までを説明させていただきます。

それでは、まず資料①-1になります。政務活動費（広報紙・報告書印刷費等）の按分について、各調査結果となっているものをご覧ください。最初に資料①-1のA4の1枚があって、その後、A3の資料が2枚つづつあるものでございます。

前回の審議会で、議員が区政報告書で使う顔写真の大きさの規定はどうなっているか。あるいは23区の政務活動費の基準の有無、それから判例について確認したいとのご意見がございました。結論からお話ししてしまうと、顔写真の具体的な寸法のサイズの規定というのはなかったんですけれども、このA3の表をご覧くださいと、このA3の表に、ちょっと小さいんですが、3行目に、政務活動に該当しない後援会活動、政党活動等に関する情報を含む場合、要は政務活動費だけではなくて、後援会活動とか政党活動等に関する情報を含む場合、23区の場合は、政務活動費としてどういう取扱い、特に印刷費についてはどういう取扱いをしているかというのをまとめたものが、この表になります。

政務活動費を考えると、この政務活動費に該当しない後援会活動であるとか政党活動等に関する情報は、政務活動費に当たらないので明確に切り離す必要があります。詳細はA3の資料集2ページ目から4ページ目にわたっておりますけれども、その結果をA4一枚でまとめてございますので、ご覧ください。右上に資料①-1となっているものでございます。

東京23区の回答で、政務活動費の充実に当たって按分基準を手引きや規程、運用指導等で定めているかという質問で、定めています、按分基準があります、規程や運用指導で定めていますよ、という区が17区でございました。定めていない区が6区あります。この中には千代田区も入っております。千代田区には規定がないというところです。

②でございます。①で規定等を定めている場合、具体的な基準はありますかという区で、17区調査対象ですけれども、按分であるというところが12区で、充実を認めていないという区が3区でした。「その他」という回答もございました。

③です。①で「定めていない」と回答した区が6区ございましたけれども、それについての取扱いをどうしていますかという問いに対しまして、会派又は議員の判断に任せていますという区が4区、この中には千代田区も入っています。記載しない区が1区、政務活動に該当しない部分の割合を按分しているという区が1区ありました。

政務活動に該当しない後援会活動とか政党活動等に関する情報の具体的な内容を、手引きや規程、運用指針等で定めているかという問合せに対して、定めている区が4区ありまして、定めていない区が19区あります。当然この中には千代田区も入っているというような結果でございました。

そのようなわけでございまして、千代田区の場合は按分基準を定めておりません。それぞれの会派の議会報告書を見て、面積按分のサゼスションはさせていただいています。しかしながら、最終的な判断は、会派または議員の判断に委ねているというのが実態です。政務活動に該当しない具体的な内容を定めていないというところに、課題があると考えられます。

続きまして、資料①-2でございます。「印刷費 会計整理票」と書いてございますが、こちらの写しをお手元にご準備ください。こちらにつきましては、こういう形で会計整理票があり、実例について何枚か本日はつけているところでございます。その実態について

担当係長に説明してもらいますので、よろしくお願ひします。

○森田庶務係長 はい。それでは、私のほうから、こちらの資料について説明させていただきます。

1枚目の会計整理票でございますが、70万1,352円ということで、これは×××さんの支出となります。で、実際に支払ったよというのが、次のページの×××の支払いで、請求書の内容が次のページになっております。

この70万、100%を出しています。ちょっとこの広報紙だと分かりづらいというものもありまして、先ほど、新しい、最新の号のやつですね、こちらの最新号のほう、こちらのほうもちょっと見ていただければと思います。これも100%で出させていただきます。

いずれにしても、我々のほうでは、この顔写真、ちょっと多いので、按分という考えはないのかなというお話をしているところなんです、×××としては、これは100%で提出したいということで、毎回100%の支出ということになっております。

続きまして、××議員ですね。次の資料になります。こちらは95%で支出させていただきます。その5%というのは何かなというのが、この「××××」の裏面を見ていただきたいと思います。

ほかにもいろいろとあるんですが、この5%の引くところは、右端の「街づくりへ、プロの視点。」という、この四角のこちらですね。学歴だとか、それから職歴だとか所属団体、こういったものについて5%引いております。ただ、活動フォトギャラリーだとか、その上の「千代田コラム」だとか、こちら辺も、本来であればどうなのかなと。按分の必要があるんじゃないのかなというところですが、今回は、このプロフィールというんですかね、こちらのほうを5%ということで、話し合った結果、そのとおりだというか、95%で支出したということ。

続きまして、××××議員です。こちらは90%になります。××××議員。

この10%なんですが、××さんの場合は、見ていただくと、写真。写真がちょっと大きい。あと、裏面も同じように写真が載っているということで、本来だったらもう少し引いてもいいのかなというところですが、何分定めがないので、これは、じゃあ、90%ということで支出させていただいていると。

続きまして、××××議員。こちらも××さんと同じように95%です。

95%の5%マイナスというのは、この1ページ目のこの写真のところにプロフィールが載っておりまして、そこに職歴だとか、どこの団体、連盟に入っていたとか、そういったものが記載されておりまして、その部分を5%引かせていただいているというようなことで支出してございます。

で、最後に×××さんになります。×××さんの場合も、いつも大体100%の支出ということで、写真のほうは、ご覧のようにちょっと小さいので、まあこれぐらいだったというふうな、そういうふうな状況の判断で、100%の支出ということで大体いつも出させていただきます。

説明は以上です。

○小玉次長 はい。

まとめますと、一応、会計整理票という形で、議員の皆さんには整理して提出していた

だくんですけど、今、説明がありましたように、按分は面積割を基準にして、事務局と話しながらやっているわけなんですけれども、最終的な判断は議員の皆さんがしているという状況に、今なっているというところでございます。

いつも言うことは、もし訴訟になったときに、具体的に説明できるような形をお願いしますよというような話はさせていただいているところでございます。

千代田区の実態は以上でございます。

では、判例って具体的にどうなっているかというような説明を、次にさせていただきたいと思いますので、資料の①-3の政務活動費に関するQ&Aというのをお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。全国市議会議長会からの参考指針なんですけれども、その該当部分だけ抽出したのになります。通しページで24ページになっているかと思いますが、こちらをご覧くださいと思います。

ページをめくっていただき、3の、大きな、広報費となっているところでございます。広報費に対する支出について留意すべき点のQ&Aがここにあります。いろいろ書いてあるんですけれども、ポイントは次の3点かと思いますが。

まず1点目は、広報費は政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性が多くあります。多くの判例が50%を基本としているということです。

2点目、写真やプロフィールが多くを占めて、会派や議員の宣伝が目的で作成されたと判断されると、全額が返還対象となっているということです。

次の3点目は、近年、広報紙に議員の顔写真を掲載することは宣伝活動の一つとみなし、按分の対象とする判例があります。議員個人の写真であるとかプロフィールを広報紙に掲載するのは必要最小限とし、掲載の際は、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要だということです。

以降、28ページにわたって判例が示されているんですけれども、写真の掲載については、必要以上に大きなものというのは全額返還となっている実例があるということで、先ほど議員の1人、ちょっと写真が大きいという話がありましたけれども、やっぱり紙面で、トータルバランスでやっぱり考える必要があるのかなと思います。

参考までに、一番裏面の29ページ、ホームページの支出がどうなっていますかということなんですけれども、ホームページの開設、管理経費は政務活動費を認めているんですけれども、広報紙同様、按分が基本で、按分割合は2分の1とする判例が多いとあります。

本区は通信費の申合せ事項で、専ら政務活動費の場合は全額認めていますけれども、なかなかそうもならないので、政党、選挙、後援会、私的活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合または上限を4分の1として、適切な額とするように申し合わせています。

広報紙につきまして、資料①-1から①-3までの説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

ここでちょっと一区切りをして、今までのところでご意見なりご質問なりがありましたら、ちょっとお願いしたいと思います。

これは、判決の最後の二つは東京高裁、比較的最近の判決で、やっぱり面積割ですよ、基本的には。特段の立証がない場合は50%、上限50%というのが、この29年の第229号、東京高裁判決ということになりますよね。ということは、今の判決の流れは、一

番最初にこの最初の広報紙についてのご説明にあるとおり、基本的には占用面積で、多くの判例は確かに50%、これはもうなかなか立証はできない場合は50%、手を打とうということですかね。でも、面積割である程度出るものであれば、面積割と。それから、写真やプロフィールについても、先ほど次長からご説明があったように、必要最小限にとどめて、まあ、この必要最小限が何かというのは議論があるんでしょうけど、少なくともそういうことは示されているということではありますね。

その目で、先ほど千代田区の、幾つかご説明があったんですけど、例えばこの一番新しい「××××××××」というのを見ると、少なくとも私の感覚では、これはちょっと、これで100%はないんじゃないのと。この2ページ目以下の写真もちょっと大き過ぎると思うけど、1ページ目は、これはどう見たって、こんなに皆さんの写真を掲載する必要があるんですかと。それはこの資料一覧のところに入っている——さっきのやつもそうですけどね。必ずこれ、多分、皆さんの写真を載せないで、何か出せないんでしょうかね。

この辺はやっぱりもう少し、今回、面積割とかそういうご提言はやっぱりする必要があるんじゃないかと思うんですよね。個別の議員さんののを見て、さっきの、あれはどなたでしたっけ。あれが90%は。××さんでしたっけ。あれで90%は、それはないよなという、これは私のあくまでも私見ですけども、そういう感じはしますよね。

○小玉次長 会長、よろしいですか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 ほかの自治体の話を聞きますと、たしか広島の方の弁護士さんのお話を聞いて、広島で今現状どうなっているかという話を聞いたことがあるんですけど、やはり大体面積割でやっていて、やっぱり写真の大きいのはほぼもう駄目で、その方がおっしゃっていたのは、やっぱり写真をもうちょっと小さくしてくださいとか、あとはもう、具体的にこのプロフィールとかそういうのは駄目ですよとか、そういうのは実際に裁判の判例として出ているというような話があったというのを記憶しています。

で、一番、実は実態をお話すると、都道府県にはその法規のしっかり見ていただける弁護士の先生がいるんですけど、23区レベルになると、そこまでしていないので、どうしても事務局と議員さんとのやり取りになってしまう。基準を設けているところは、その基準でもってやってもらえればいいんですけど、そうでないところは、意外と結構曖昧になっているかなと思っているところが、今悩みです。

○民谷会長 これは、千代田区の場合は、この広報紙についてのいわゆる判決というか、これが訴訟になったというのではないんですか。

○森田庶務係長 今のところ、訴訟はない。

○民谷会長 ああ、そうですか。

これは、本多先生、どうなんですか。例えば私なんかの感覚では、この「××××」なんかを見ると、これはちょっとないよなという感じなんですけど。

○本多委員 ここにいらっしゃる方、ねえ、皆さんが見て、感覚としてどう思われるかという感じなんですけど。うーん。まあ、普通に考えたら、ちょっとこれは自己PRじゃないんでしょうかねというのが、大概の人は考えるんじゃないかなと思うんですね。

例えばこの「××××」というやつの最初のページを見ると、写真がこう、ずらずらとなっていて、文字というのが、予算特別委員会のこういう会計だとか、一般質問でがん

検診の受診率について、これを聞くんじゃないのかという、そういう記事はぼつぼつとは入っていますけれど、果たしてこの顔写真とその記事とが関連しているかといったら、うーん、まあ、この人がこれを質問するのかな。それもよく分からないところもあるんですね、これ。一番上の四つの写真を見て、真ん中に何か「予算特別委員会」と書いてありますけど、この4人の方が予算特別委員会で何か質問をするのかな、ですよ。この左端の××先生というのと××先生というのの間には、××先生のところに一般質問と書いてあるから、××先生がこれをやるのかな。いや、××先生は違うのかなと、ほとんど分からないですよ、これ。

そういうところからして、これは自己PR色が強いんじゃないの、という話にはなりやすいのかなというふうに思いますし、ほかの、個別に出ているほかの写真については、それぞれ記事に関連して、この先生方が質問しているという体裁にはなっているので、それはそうなんだとは思いますが、そんなに顔をここまで大きくしてというふうにやる必要があるのか、その下に、「所属委員会」と書いてあるけれども、この右側の質問との関係で、これは一般質問でやっているんだから、委員会ではやっている話じゃないんだから、あまりその、所属委員会を書かれても、どんな意味があるのかなとか。

いろいろと、何というんですかね、ちょっと見ただけで、うーん、まずは自己PRじゃないかなという感覚があって、再度細かに見ていっても、やはり関連性はどうなのとか、そういう感じになっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。

そうだとすると、ちょっとこれ、裁判とかになって、果たして全額充当とかということと通用するのかなという、特に最近の裁判のほうは、昔よりは厳しくなっているように思えるので、不安があるかなという感じですかね。

ただ、何ですか、こういう事務局のほうからは、ちょっとこれはどうなのという話はされているんですかね。だけど、ご自分のその判断で、いや、これで行くというふうに言っているということであれば、そういう扱いを今後ともやるのか、もう少し何か手引というようなもので、こういう議論を踏まえた上で、議会のほうで納得していただいて、こういう形でやろうかというのをつくるのか、そんなような感じになるかなというふうに思うんですけどもね。

○民谷会長 少なくともそういうことに踏み込んだ私どもの考え方をお示しする必要はあるんじゃないかと思うんですよ。ですから、これまで千代田区の取扱いとしては、会派なり議員の判断に任せたとある現状から、少なくとも他の区等では面積割とかそういうことを基準として取り扱っている例があると。だから、千代田区においてもそういう取扱いをすべきではないかというふうなことは、やっぱりちょっと触れていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

廣瀬先生は。

○廣瀬副会長 これは、本来はというか、政務活動費そのものが地方自治法100条という議会の調査に関するところに入っていて、それ、その他の活動にも使えることになって、平成25年ですかね、実は判例も、そのあたりの違いというのは微妙にあるのかもしれないんですけども、政務調査費だったときというのは、もっと純粋に調査というのが表に出ていたのに対して、もう少しその政務活動ということによって、政策実現に係る、例えば千代田区だとあんまり経費がかからないですけど、もっと遠方だと霞が関に来て要請活

動をする。そのためにかかる交通費とか、これも政策に係ることだから、調査ではないけれども、そういう支出を条例で認めればよろしいよということになった。

他方で、政策の実現ということと選挙とか地方政治ということは、本来そんなに明確に区切れるものじゃなくて、だって、政策、皆さんが支持する、求めている政策を実現するために政治家として活動していますよと。そのための一環として、議会活動もあるし、様々な社会的要請活動もあるし、それに対する支持を訴える活動もある、と。それが4年に1回は選挙というところにつながっていくので、恐らく議員の当事者から見ると、そんなに区別をつけろつけろと言われても、実態としてはすごく困るんだよねと。

どこかで基準を定めなきゃいけないから、例えば写真やプロフィールの部分は面積で、その比率で按分してくださいよという、幾つかの判例がそういうふう到现在まで積み重なってきたから、それはもうそういうものだと割り切るとか。

判例の中には、もう媒体そのものが、政策に関することも、自治体の政策に関するもののコミュニケーションとも言えるし、政治活動とも言えて、どっちとも言えないんだから、そこはもう、えいやと、半分だと。半分までならいいよという判決が割とあって、だから、50%を上限にするというのが割とあるのは、そういう、もう性質上、これはどっちなのかと言われても、判断できませんよと。両方あるんだから、もう半分ずつ、それなら一定の合理性があるんじゃないですかというふうになっていると。

なので、私もこれを見ていて、この×××さんの××××××だと、かなりもう、これが、えいやと、半分だというんだったら、それはそれでしょうがないかなという感じだけど、面積と言いだめると、この一般質問をされた方、予算委員会質問をされた方の部分は、目次なんだからいい。それ以外の人の顔写真の分は面積比でというふうになると、もう限りなく煩雑ですよ。

で、そういうことを気にし始めると、今度は質問についての記事の中でも、質問そのものじゃないプロフィール的な部分についてはどうなのかという話まで入ってくると、本当に限りなく、何というか、煩雑な、例えばこれ、面積比で、感覚的に5%なのか10%なのかという話なのか、パソコンで編集しているんだから、厳密に7.3%が、みたいなことだって出せなくはないわけですよ。それを求めるというのも、何かすごく不毛な努力というか、本質でないところで煩雑にしているような気がして。

○民谷会長 なるほど。

○廣瀬副会長 申し訳ないけども、例えば、もう、こういう、何とかな、議員活動報告とか会派活動報告の部分は、どうしたって選挙的要素とか個人としての活動アピールという要素を切り離せないし、それを除いて政策の話だけしなさいといったら、行政広報とどこが違うんですかという話になる。議員がそういう報告をする意味も、ある意味失われるので、そこはあんまり厳密に考えなくてよい代わりに、一律みんな50%だよというふうにしてしまうのも一つの考えなんじゃないかなと。

○民谷会長 なるほどね。

○廣瀬副会長 それを50%で、こういう要素を必ず含むものでないと駄目だという、政務活動という要素が含まれていることという条件をつけることで、内規なりでルールとして明確に定まっていれば恐らく、50%ならば裁判規範としてもクリアできるのかなという感じがするんですけど。



○民谷会長 はい、どうぞ。

○上村委員 よろしいですか。……これ、今、××党の方は×人で、こっちの××党の方はすごい人数が多くって、写真の大きさで比べると、どうしても人数が多いと画面をいっぱい使っちゃいますよね。そういうので、もし50%と決めてしまうと、人数が少ないところは顔の大きさをばーんとしても大丈夫とか、そういう心配はないんですかね。

○廣瀬副会長 その感覚は、もう、面積とかそういうことを意識するのをやめましょうということなんですね。

○上村委員 ああ。

○廣瀬副会長 ただし、ちゃんとやっぱり政策に関する区民とのコミュニケーションという要素が、しっかりと一定割合以上ちゃんと含まれた媒体でなければ、支出は駄目ですよ。その代わり、どれだけ政策についてのことが主であったとしても、それを通してやっぱり区民にアピールしているわけですよ、政治家として。であるならば、もう一律50%で、あんまり中身がなくて顔写真ばかりでアピールしている人なのか、割と文字が多くて顔写真が控えめなのかというのは、もう区民の判断基準で評価してもらうというふうに割り切るしかないのかなと思うんですよね。

○民谷会長 二つの議論があって、非常に地道に面積割ということでは、事務局は多分大変ですよ。つまり、これに必要な写真の面積ってどれくらいですかというのは、かなり主観的ですから、先ほどありました、たまたま××先生なんかは写真がかなり大きいと思うけども、あれをどの程度が本当に合理性があるものかということになると、これは相当事務局は大変だと思いますよね。そこに、最終的にどこに落ち着かせるかについては、相当にやり取りが必要だと。

そうすると、廣瀬先生は、もうその過程を踏まない。ある意味でそこに余分なエネルギーを使わないで、少なくとも50%、最大で50%。中身は少なくとも政務、政策についてのそれがあることを前提として、しかしもう、それはもう50%という按分でやりましょうよと、そういう取決めでやりましょうと。これはもう、ある意味では、事務局はうんと細かい議論を一々する必要はなくなるわけだから。

それが、この、さっきの①-3の政務活動に関するQ&Aの一番最初に、「多くの判例等が50%を基本としています」というのは、そういうことなんですね。そこでもう折り合いをつけましょうと。議論をすれば、確かにいろいろとあるんだろうけど、少なくともそういう要素がある限りは50%ということにしましょうよと。そうすると、少なくとも立証とか、そういうふうなことについての作業からは解放されるということはあるんだろうと思いますね。

ですから、そのどちらの道に行くかですよ。これについては、ちょっと、二つの意見が今あるわけですので、その二つの意見を最終的に一つに集約することにするのか、それもまたちょっとお考えいただきたいと思うんですけど、少なくとも当審査会としては、この広報紙等については、何か踏み込んだ、今まで議員さんなり会派なりにお任せするというよりは、踏み込んだちょっと考え方をお示したほうが良いということについては、意見が割合一致しているというふうに考えていいんじゃないかと私は思うんですけどね。

ちょっと、後がありますので、進んでよろしいですかね。

次、事務所経費の取扱いについてということなんですが、よろしいですか、説明いただい

て。

○小玉次長 はい。それでは、次第の③事務所経費の取扱（賃料等）按分や上限額、変更の有無について、資料を基に説明させていただきます。

資料①－4をご覧ください。こちら、まずA4が1枚あって、その後、A3が2枚ついているものでございます。この資料につきましては、平成29年度、他区の調査結果をベースにしておりますが、改めてこの4月にこの各項目について再調査したところ、按分や上限額共に変更がないということが分かっております。

で、A4の政務活動費（事務所経費における按分）や上限額等について結果をまとめてありますので、こちら、A4の表を、まずご覧ください。

23区に調査したところ、まず事務所にかかる経費の政務活動費への計上を認めているかという質問に対し、認めている区が21区でございます。ほぼ認めているのかなと思います。認めていない区というのが2区ございまして、それは品川区と荒川区だったということです。

次の②ですけれども、認めている場合、按分や上限額、上限等を規程等で定めているかという質問に対しまして、定めている区が17区、定めていない区が4区あります。この中には千代田区も含まれております。一応申合せでは政務活動費に計上はしましうというような話が、たしか5月ぐらいに区議会のほうで、条件整備検討会という中で、議員の皆様の間で決められたところでございます。そんなわけでございます。

③の、②で定めている場合、按分及び上限の取扱いにつきましては、17区のうち13区が按分及び上限を定めている。上限のみ定めているという区が4区ありまして、台東、目黒、大田、江戸川が上限のみ定めているという結果でございました。

続きまして、資料①－5になりますが、これは東京都議会の政務活動費の手引になっていきます。

東京都議会の決め方がこちらになっておりまして、通しページで33ページの⑤の按分、下のほうの⑤の按分ですけれども、こちらのほうに、「当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動費とその他の議員活動とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できる」という記載がございます。

ですので、都の場合は、どうやら上限額のほうは定めていないようです。あくまでも按分を定めていると。按分2分の1ですよという形で決めているというところでございます。

で、この按分や、本日決めていただければありがたいなと考えておりますのは、この按分であるとか上限額を定めるべきかどうかということが一つと、また、千代田区はご存じのとおり家賃が高額でございまして、前回、委員の皆様にご説明申し上げましたが、レンタルオフィスであるとかシェアオフィスであるとか、またバーチャルオフィスの話をさせていただきましたが、こちらのほうも政務活動費として柔軟に認めるべきか、そのあたりをご議論いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○民谷会長 よろしいですか。

○小玉次長 はい。

○民谷会長 ありがとうございます。

今、資料の説明がございました。事務所経費の中で、今、千代田区はこのバツのところ以外は出すことができるという形になっているわけですね。すると、これは電話と、いわゆる事務所、事務経費というのかな、事務所経費というのか、そういうものは出すことができるけども、事務所本体の賃料とか、そういうのは含まれていないということですよね。

○小玉次長 すみません。方向として、政務活動費の中に事務所経費も認めていきましようというような方向性は、議員の皆様の間ではしているんですけども、では、具体的にそれについてどうしていくかというのがまだ決まっていないような状況でこう書いています。事務所賃料、水道光熱費については、まだ具体的な、まだ決めていないというところはまだバツにして、そういうところですね。

○民谷会長 つまり、この各区の集計というか事務所経費の中で、賃料がバツになっているというのは4区ですか。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 で、千代田区は賃料は認めていないと。

○小玉次長 まあ、今のところは。方向性としてはいいんですけど、まだ決まっていないのでバツにしていると、そういう感じです。

○民谷会長 例えば固定電話とかファクスとか、そういうものはいいよと。だから、これは事務経費、言わば事務経費ですよ。で、本体は事務所賃料というか、それを、事務所というのは固定的な事務所なのか、さっきおっしゃったバーチャルオフィスというんですかね。

せんだって、私どもの中で議論した際には、賃料というか、事務所ということについても認めていこうじゃないかというのは、皆さんの中にあつたと思うんですよ。その事務所というのは、私のこれは感じたところというか私見なので、この間ご説明であったような、ああいうバーチャルオフィスであれば、千代田区においても活用できるではないかと。少なくとも政務活動費の全部を事務所費は食ってしまうというふうなことがね、これは按分とか上限とかそういうこととも関係しますけども、そういう事態ではなくて、事務所費というのが支出できるのではないかと。負担できるのではないかと。こういうご議論であったかというふうに記憶するんですけども、どうでしょうか、各委員の先生方。私はそういう方向性も含めて、事務所の特にこの賃料の部分というのは認めていっていいんじゃないかというふうに思うんですけどね。今回の一番大きい論点というか、だと思んですけどね。

ほかの委員の方はいかがでいらっしゃいますか。

○本多委員 これ、事務所賃料を認めていないというのが、品川と渋谷と荒川となっていますけど、このうち品川と荒川はそもそも事務所経費を認めていないという話なわけですよ。だから、事務所経費を認めていて賃料を認めていないというのは渋谷だけなんじゃないかなと思うんですけど。

○民谷会長 そうですよ。

○本多委員 そうですよ。

○民谷会長 渋谷と千代田。

○本多委員 まあ、千代田もそうなっているんでしょうかね。渋谷がどう考えているのか

というのはちょっとあるんですけど、事務所ということで認めるのであれば、そもそも、賃料がそもそもあえて一番かかるものですから、ただ、事務所賃料に全部政務活動費を充ててもらおうというのは、ちょっとやり過ぎかという感じもするんで、上限を設定するか、あるいは個々の合理的な判断に任せるかというところがあると思うんですけど、事務所経費を認めるんなら、当然、事務所賃料を認めるということは差し支えないんじゃないかなというふうに思うんですけどもね。

○民谷会長 しかも一番、千代田の場合に危惧する、千代田で事務所といったら、もうそれこそ、そんじょそこの金額じゃないだろうというのが私たちの意識にあったわけですけども、先日には、バーチャルオフィスというんですか、ああいうものがあるとすれば、それは活用できるのではないですかということですよ。だから、そういうことを前提に事務所経費というのは認めていいのではないかと。

ですから、例えば私なんかの想定では、固定的な事務所というよりは、ああいうバーチャルオフィスというんですか、ああいうことが根っこにあるんですけどもね。そうでないと、千代田でなかなか事務所経費といっても、実態として無理だろうと思うんですよ。

いかがでしょうか、廣瀬先生。

○廣瀬副会長 はい。結局、一番ネックになっているのは、その、物理的な事務所というか、実態として不動産を賃借すると考えると、月額1人当たり15万というものの中の相当部分を占めてしまいかねない。上限2分の1としたって、相当な割合を占めてしまいかねないのが、そもそもやはり経費の趣旨として適切かというところがあったと思うんですが、逆にそういう月額数万円程度のバーチャルオフィスであるとかレンタルオフィス等によって、例えば女性議員で一人暮らしで、自宅をそういう形で公表して政務活動をするということには難点があるというような方にとって、そういう区民とのコンタクトの窓口であるとか、そういうことを実現するというのは、やはり政務活動としても必要なことだと認められる部分なので、むしろそういうことを認めなければ、事務所費そのものを解禁できないというような感じなのではないかなと。

ですから、むしろ積極的にそういうことを想定して、だから賃料ということだけではなくて、そういうバーチャルオフィス、レンタルオフィスのようなものの契約料を含む、みたいな形で基準を立てていったほうがいいような気はしますけれども。

○民谷会長 うん。どうでしょうかね。方向性としてはそういう方向性で、当審査会としては行きたいというふうに思うんですけども。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 はい。

それで、そのほかにちょっと資料があるようですから、そのご説明もちょっと伺いたいと思います。

○小玉次長 はい。

それでは、続きまして、次第の④の特別職や議員報酬額変更の有無でございます。資料の②-1をご覧ください。②-1ですが、令和2年度特別職等給与・報酬調査表でございます。ここからは、政務活動費の現在の15万円をこれからどうしていくかという、考える上でのヒントになるかと思います。

これは23区の状況をまとめたものです。ちょっと字が小さくて恐縮なんですけれども、

左の欄が議員報酬となっております、あとはその右隣が区長・副区長、給与・報酬という形になっています。

またこれ、小さくて恐縮なんですけれども、適用日という欄があります。千代田の欄を見ていただくと、千代田、右が金額、適用日と、二段書きになっています。こちらを見ていただくと、最近変更があったかどうかというのが分かります。

ちなみに千代田の場合は、報酬、議員報酬も特別職の報酬も令和2年1月1日に変わっています。そういうふうに見ていただくと、特別職の報酬で変更のあった区というのは16区、議員報酬で最近変更があった区というのは14区。そんなわけで、特別職と議員報酬共に変更があった区というのは、14区あったという調査結果でございます。

説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。これはちょっと説明に書いてありますけど、足立区はこの金額というのは5月31日まで。6月1日から、また金額が変わるということですよ。区長さん。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 そうですよ。

○小玉次長 たしか足立区で不祥事があって、それで特別職が特例条例で減額、これは5月31日。

○民谷会長 そうですよ。分かりました。

何かご質問はございますか。

それで、今、事務局からご説明いただいた点も含めて、広報費等の取扱い、あるいは事務所費の取扱いについては、いろいろとご意見を頂いたわけですけども、これからの進め方ということなんですけども、今回は7月に、その資料についています、前回の答申というのが、たしか一番最後についていると思います。資料の③-1ですね。前回、この答申をお出しをしたわけですけども、基本的にはこれと同じような考え方ですね、考え方というのは、中身はもちろん変わりますけども、こういうベースの答申をお出しをするということに、今考えているんですね。それが、7月中に何とかまとめてほしいというご要望なものですから、今回、論点というか、そういうものが出てきてはいるんですけども、7月にこれをまとめるということになると、少なくとももう一回、ちょっとやらないと、ちょっと、いきなり答申には難しいんじゃないかというふうに思っているんですね。

それで、前回の、ちょっと答申がたまたまありますので見ていただきたいと思うんですが、前回、私どもの答申の中で、この交付額をどうするかというのは、これは、まあ、またご議論頂かないといけないと思いますが、使途基準の中で、前回大きかったのは、まず人件費について、ここに書いてありますように、一定期間継続して雇用するというのを認めたということなんです。そして、これが、まだ実態としてなかなか出てきていないという現状にはあるというふうに思っています。ですから、人件費については、これを続けて、ぜひご活用頂きたいというふうに思っていますし、会議費についても、前回、原則として飲食を伴うものは廃止すべきであるということで、これも私どもとしては特に変更を加える必要はないというふうに思っております。

もし、今回の使途基準等の見直しの中で、私どもが提言する一番大きな点は、さっきの事務所費の問題ですね。これについては、ご意見がありましたように、バーチャルオフィス等を含めて、やはり事務所費本体ということのを認めていっていいんじゃないか。もちろん、

その場合の上限額とか按分とか、その問題は、次回、ちょっとご議論頂くことになると思いますけども、そういうご意見でありました。

それから、広報費については少し踏み込んで、どういう、今日の審査会では二つの方向性が示されたわけですけども、それを集約していくのか、それとも、二つ、考え方として併記のような形にするのか、それは、ちょっと、また次回ご議論頂きたいと思いますけども、そういう二つの方向性が広報費等の取扱いについては示されたということはありませんので、これは、ぜひ、今回の答申案の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

そのほかに、この議論はぜひすべきだというのがありましたらおっしゃっていただきたいと思うんですが、この、前回の答申の一番最後に書いてありますけれども、いわゆる政務活動費を先払い方式にするのか後払い方式、精算方式にするのかについては、今回も大分、会派との意見のやりとりもさせていただきまされたけども、すぐ、どちらにいくべきかというところで煮詰まっているかどうかですね。それから、仮に精算払い方式で行きましょうといっても、事務所体制というんですかね、事務体制がなかなかちょっと大変なのかなという気もするんですね。ですから、この点については、やっぱり、私ども審査会としては、前回から踏み込んでお話ししているわけなので、この方向は維持しつつ、しかしなかなかそれをすぐに採用しなさいとまでは言い切れないのかなという気もしておりますけども、これもまあ次回ご議論頂きたいと。

ですから、それらの点を中心に、次回、これはあれですかね、6月、ね、ですから6月の日程調整をしていただいて、最後がもう一回7月ということで、2回、ちょっと皆さんに日程をお出しいただくようなことでお願いして、よろしいですかね。

で、その最後の答申というのは、7月であればいいわけですよ。

○小玉次長 そうです。前回は29年の7月の初旬に出しておりますので、出していただければと……

○民谷会長 6月に入れると、7月の初旬というのは、なかなかちょっと厳しいかなという気がしますけども、そういうことで、ちょっと日程調整にご協力頂いて、できればもう、2回、審査会をさせていただく方向でお願いしたいというふうに思います。

そんなことで、よろしいですか。ほかに何かございますか。

○小玉次長 会長、すみません。資料②-2の説明だけ、最後、させていただきたいと思えます。

○民谷会長 ああ、はい、はい。

○小玉次長 はい。すみません。

前回、廣瀬教授から、特別区って、議長、議員の報酬のほかに、議長であるとか副議長であるとか、各委員会の委員長だとか、副委員長はonがある、報酬額がアップするという話があって、東京都のほかの自治体ってどうなんだろうかというようなお話がございましたので、資料②-2にまとめさせていただきました。

特別区は、そのようなわけで、全ての区がonされているわけなんですけれども、同じような形で、委員長も副委員長も報酬がアップしているところが、小笠原村がそうでした。37ページを見ていただくと、一番下のところがそうです。そのほかは、やはり、委員長はあるけど副委員長はないとか、そんなような感じです。

結果をまとめますと、東京都は、23区のほかに26市5町8村の構成なんですけれども、その結果を表にまとめているわけなんですけれども、委員長の加算はあるけど副委員長の加算がないというのは、やはり多いですね、18市3町1村。あとは、議長、副議長、議員のみで、委員会の委員長も副委員長も役職加算が一切ないというのは、やはりあって、それは8市2町6村という結果でございました。表を見ていただくと、委員長のところにバツがついている自治体というのが、委員長も副委員長もないという自治体になります。

調査結果は以上でございました。

○民谷会長 はい。ありがとうございました。

東京につきましては、23区と市町村は別の自治体と思ってもらったほうが。ちょっと、同じね、同じ列で論じるわけにいかないの。

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。ほかに……

○竹内委員 ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけど……

○民谷会長 はい。どうぞ。

○竹内委員 政務活動費の経費ですね。この表を見ますと、品川区と、それから荒川区ですか、これ、全て、バツテンになっている。で、逆に、港区の場合は、もう全て認めていると。

○民谷会長 うん。

○竹内委員 そういう、この表があるんですけども……

○小玉次長 資料の……

○民谷会長 事務所の……

○竹内委員 資料①-4。①-4ですか。

○小玉次長 あ、事務所費。

○竹内委員 この品川区と荒川区ですか、これは全て認めていないと。逆に、港区の場合は、ここはオーケーと。

○小玉次長 そうですね。港区はそうですね。

○竹内委員 これも全く正反対ですよ。これ、金額というのは——勉強不足で申し訳ないんですけども、どのくらいの金額が……

○小玉次長 港区の。

○竹内委員 活動費ですか。

○小玉次長 港区は、2枚目を見ていただいてもよろしいでしょうか。清算を認める場合なんですけど、これは2分の1。で、上限額って、決めていないですね。

○竹内委員 これしか……

○民谷会長 そうすると、政務活動費の中で、事務所費がそれこそ8割、9割ということもあり得ると。

○小玉次長 そうですね。2分の1ですから。

○民谷会長 事務所全体の経費の2分の1でしょ。

○小玉次長 そうということですね。

○民谷会長 ねえ。それが、しかし、政務活動費の8割を占めてもいいわけですよ、これから行くと。

○竹内委員 そうですよ。

- 民谷会長 上限がないんですからね。
- 小玉次長 そういうことですね。
- 民谷会長 港区も、千代田に劣らずね……
- 竹内委員 これ、全部認めるということは、15万じゃ収まらなくなっちゃいますね。
- 民谷会長 いや、そういうケースがあり得ますよね、千代田の場合ね。
- 竹内委員 そうですね。
- 民谷会長 だから、千代田の場合は、やっぱり見ていく場合は上限だということは、ちょっと考えざるを得ないんじゃないかと思えますけどね……
- 小玉次長 例えば……
- 民谷会長 それは今度、また議論頂きますけども。
- 竹内委員 もし分かれば、後でいいですから。
- 小玉次長 はい。賃料が30万で2分の1を認めちゃったら、それで全部埋まっちゃいますから。
- 竹内委員 ほかの区は、千代田区を含めて、大体似たりよったりという感じですよ。
- 小玉次長 はい。そうですね、大体、上限額を定めているところは月5万円というのが多いかなと思います。はい。あと、やっぱり2分の1というところが多いのかなという気がします。
- 本多委員 少し……にしても、まあ、按分しているでしょうね。
- 小玉次長 ああ、そうですね。
- 本多委員 按分……5万円ですよ。10万円ぐらい……2分の1……
- 小玉次長 そうですね。台東とか目黒とか大田とか江戸川は、月5万円を限度とするとしていますね。ああ、葛飾もそうですね。
- 本多委員 まあ、上限……
- 小玉次長 上限ですね。
- 本多委員 持出しもあるんでしょうけど。
- 民谷会長 しかし、やっぱり、月5万円で、ねえ、台東とかそんなところなら、まあ分かるけども、港とか千代田で月5万円というと、それは……
- 小玉次長 まあ……
- 本多委員 相当持出し……
- 竹内委員 港区の人口って、どのくらいでしたっけ。
- 小玉次長 港区の人口。結構……
- 竹内委員 まあ、千代田区は、今5万……
- 小玉次長 6万。6万ですね。
- 本多委員 6万後半ぐらいですね。
- 竹内委員 6万行っていましたか。
- 小玉次長 6万行きました。港は、もっとですよ。
- 竹内委員 倍ぐらい。
- 吉村局長 中央が10万ちょっと超したぐらいなので、それより多いですね。
- 小玉次長 多い。
- 民谷会長 港は結構いますよね。



○小玉次長 はい。

○竹内委員 港はどんどん増えているんだよね、千代田と同じように。

ほんと、小玉さん、次回でいいですから、分かったら、また教えてください。

○小玉次長 あ、分かりました。はい。

○民谷会長 あれ、新しい人口の流入という意味では、千代田もかなり、若い人が入ってきているというふうに伺ったことはあるんですけども、港辺りは、あの、湾岸というんですか、あっちのほうはどうなんですか。かなり。

○吉村局長 あそこのほうも増えてはきているらしいんですけど、全体として、やっぱり千代田と同じように、人口としては。あそこは地域的な、一部の地域が増えているということではなくて、やっぱり全体として増えている傾向にあるというふうには聞いたことがあります。

○民谷会長 まあ、増えているとはおっしゃっていましたが、こんな若い人が何で千代田に住めるんだという、そんなお話もちょっと伺ったことがあります。少し、やっぱり、変わってきているんでしょうかね。

○小玉次長 何か千代田の特徴って、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、生産者人口がすごい増えているという話。まあ、子育て世代ですよ。それがどんどん増えている。だから、ほかの自治体と比べると、高齢化率がそんなに増えないという、そんな特徴があります。

○吉村局長 子育て世代への施策が少し手厚いので、この方々が入ってくるという。で、今、一番問題になっているのは、子育てが終わった頃に、もともと本当に、もともと住んでいたところにまた戻っちゃうという事例もあるらしいんですね。

○上村委員 手当がなくなったら、もう住んでいられないんでしょうね、……ね。それは……

○民谷会長 ああ、なるほど。

○吉村局長 そうですね。だから、やっぱり18歳まで、いろんな面でいろいろな施策をしているので、それが終わると違うところで。

○上村委員 学校に近いところに住まなくてもよくなるので……

○吉村局長 そうそう。

○民谷会長 ふーん。なるほどね。

○吉村局長 というのは一つあるんでしょうね。

○上村委員 だから、さっきの事務所の賃料につながるのではないのでしょうか。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

じゃあ、日程調整は別途……

○小玉次長 はい。別途、では、させていただきます。またお願いしたいと思います。

○民谷会長 はい。

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

午前11時21分閉会